

# 株式会社道（訪問介護事業所あずみ）

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

#### (1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

#### (2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

##### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

##### ② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

##### ③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

#### (3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

##### ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

##### ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

##### ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

##### ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

##### ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

##### ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

#### (4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

### 2. 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### (1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の廃止に向けて「身体拘束等適正化委員会」を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。また「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。

##### ① 設置目的

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

管理者、サービス提供責任者、従業者

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職員を参加させることができることとする。

③ 委員会の開催

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(事業者責任者)

身体拘束等廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(管理者)

① 身体拘束等適正化委員会の統括管理

② 支援現場における諸課題の統括管理

③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(サービス提供責任者)

① 家族、相談支援専門員との連絡調整

② 本人の意向に沿った支援の確立

③ 記録の整備

(従業者)

① 身体拘束等がもたらす弊害を正確に認識する。

② 利用者の尊厳を理解する。

③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解。

④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める。

⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる。

⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する。

(3) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い「身体拘束に関する同意書」(別紙)を以て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会に

において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「サービス提供記録票」に、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「サービス提供記録表」に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに現場責任者が行き、同意を得る。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年2回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

4. 訪問サービスで発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明・報告を行うこと。
- ② 事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで、管理者への報告を行うこと。
- ③ 当該報告を受けた管理者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。
- ④ 身体的拘束の事実が発覚した場合は利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄指定先への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

5. 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前

に、①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要素を検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の理由、方法、場所、時間帯等について検討し、利用者本人、家族に対する説明書を作成します。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明と同意

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存、行政担当の指導・監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には家族等に報告します。なお、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう自由に閲覧できるように事業所のホームページに公表します。

7. その他、身体拘束等適正化推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努めます。
- ② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行います。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会等で検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活・活動をしていただけるように努めます。

附則

この指針は、令和5年8月14日より施行する。